

広島県告示第五百九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、公有水面の埋立てによつて次の表の上欄に掲げる土地が広島市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十六条第一項の規定によつて当該土地を同表下欄に掲げる町の区域に編入する旨、広島市長から届出があつた。

平成二十二年七月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上 欄		下 欄	
位 置	面 積		
広島市佐伯区の五日市港三丁目から二二の一に至る地先及び五日市港二丁目一の地先	八八、九四八・〇八平方メートル	広島市佐伯区五日市港二丁目	
広島市佐伯区の五日市港二丁目三の地先、五日市港三丁目の一及び二二の五の地先	一四、五四四・三三平方メートル		
広島市佐伯区の五日市港二丁目三の地先、五日市港三丁目の一及び二四の地先	五八、二九六・二二平方メートル		